

令和2年

# 春の全国交通安全運動

令和2年4月6日(月)~4月15日(水)

~世界一の交通安全都市TOKYOを目指して~

第七回東京都交通安全ホスターコンクール(令和元年度実施)  
知事賞 品川区立御殿山小学校三年 大橋 怜奈(おおはし  
れいな)さんの作品



＊

# 東京都から高齢ドライバーのみなさんへ



東京都知事  
小池百合子

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。  
都内では、高齢者が交通事故の当事者になることが多く、特に高齢ドライバーによる事故の防止対策は、都の重要課題となっています。運転される方は、体調の優れない時は運転を控えましょう。また、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」や、現在東京都で補助を行っている、アクセルとブレーキの踏み間違い時の急加速を抑制する安全運転支援装置の取付けをお勧めします。

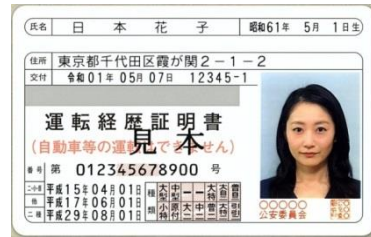
運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してください。運転免許の自主返納などの確かなアドバイスがもらえenと思います。

悲惨な交通事故を無くして、「世界一の交通安全都市TOKYO」を一緒に実現していきましょう。

## 自動車の運転をやめられた後の生活サポートについて

### 運転経歴証明書

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による「運転経歴証明書」を提示した場合は様々な優待が行われています。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。



有効な免許を自主返納する方、自主返納してから5年以内の方、平成28年4月1日以降に免許を失効して現在有効な免許を有していない方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等により、様々な優待制度が行われています。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により、東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。

個人タクシーや一部の法人タクシー料金等の割引      テリバリー利用時のサービス      美容室利用時の特典

引越し料金の割引

メガネ・補聴器等購入割引

温浴施設等の割引

スーパー購入品の配達サービス等

セニアカー購入の割引、プレゼント等

美術館の入館料割引等

定期預金の金利優遇

みなさまをサポートします！

高年齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店はこちらから

QR

## セーフティ・サポートカーSがお勧めです。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）」とは、自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢ドライバーに推奨する自動車です。このような先進安全技術は、交通事故の防止や被害の軽減に役立つものです。車を購入される際には、ぜひご検討ください。

<p><b>自動ブレーキ</b> ぶつからない技術</p> <p>&gt; 危険を予測し衝突を回避、または被害を軽減。</p>	<p><b>ペダル踏み間違い時加速抑制装置</b> 飛び出さない技術</p> <p>&gt; 駐車スペースから出る時などの、誤操作による急発進を防ぐ。</p>	<p><b>車線逸脱警報</b> はみ出さない技術</p> <p>&gt; 車線を検知して、はみ出しを警報。</p>	<p><b>先進ライト</b> ヘッドライト自動切り替え技術</p> <p>&gt; ヘッドライトを自動で切り替え夜間の歩行者などの早期発見に貢献。</p>
---	---	--	--

## 横断歩道等を渡ろうとしている歩行者等がいる場合は？

横断歩道は歩行者優先です。

信号機のない横断歩道を渡ろうとする方がいるときは、横断歩道の手前で一時停止をしてください。横断しようとする歩行者又は自転車がないことがはっきりしている場合を除き、徐行しなければなりません。



### ※ダイヤモンドマーク

この標示の先には「横断歩道」または「自転車横断帯」があります。減速して歩行者等がないかを確認した上で、安全に進行してください。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## 「ながら運転」は違反です！

運転中に携帯電話やスマートフォンを手に持ったの通話・画面注視、カーナビゲーションの画面注視による交通事故が起きています。これら「ながら運転」は、相手の発見やブレーキ操作等の遅れにつながり、重大事故を引き起こします。絶対にやめましょう。



### 罰則や反則金、違反点数が大幅に引き上げられました！

・携帯電話使用等（交通の危険）

3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金 ⇒ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反点数 2点（反則行為） ⇒ 6点（非反則行為、1回で免許停止に該当します。）

・携帯電話使用等（保持）

5万円以下の罰金 ⇒ 6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反点数 1点 ⇒ 3点

・反則金

大型車 7,000円 ⇒ 2万5,000円

普通車 6,000円 ⇒ 1万8,000円

二輪車 6,000円 ⇒ 1万5,000円

原付車 5,000円 ⇒ 1万2,000円

## 「あおり運転」は事故につながります。絶対にやめましょう！

前車を執拗に追いかけて又は進路を妨害したりする「あおり運転」が社会問題となっています。あおられた運転者は運転に集中できなくなり、判断ミスや操作ミスにより事故を誘発させるほか、危険な車道上でトラブルとなった結果、人の死傷等、重大な結果につながった例も見受けられます。自動車を運転する際は、思いやり・譲り合いの気持ちを持った運転をお願いします。



## 歩行者も交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかけからの飛び出し」などはとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



## 新社会人・新入生のみなさん 心にゆとりを！

新年度を迎え、新しい職場、新しい学校に慣れるまでは生活リズムの変化もあり、気持ちにゆとりが持てないものです。

また、通勤・通学手段もこれまでと変わるなど、新しい交通環境への適応も必要です。環境の変化は思わぬ事故を招きかねません。心にゆとりを持って、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、交通ルールと交通マナーを守り、素晴らしいスタートを切りましょう。



# 令和2年春の全国交通安全運動における東京都の重点は次に掲げる4項目です。

## 重点① 子供を始めとする歩行者の安全の確保

### 保護者の方へ

子供の交通事故は、14時～18時の時間帯に多く発生しています。信号が青でも、右・左の安全を確かめさせましょう。

また、飛び出しや路上遊戯の危険性を具体的に教えるとともに、正しいルールについて大人が手本を示しましょう。

### 高齢者の方へ

高齢者の交通事故死者数は全死者数の約4割を占め、そのうちの約6割は歩行者です。歩き慣れた道でも、信号無視や横断禁止場所横断などのルール違反はやめましょう。



## 重点② 高齢運転者等の安全運転の励行

### 高齢ドライバーの方へ

体調の優れない時は運転を控えるなど、安全運転に心がけましょう。また、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。東京都では、ペダル踏み間違い時の急加速を抑制する装置の購入・設置の補助も行っています。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。

運転経歴証明書の交付を受けると、「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店で様々な特典が得られます。



安全運転支援装置の購入・設置補助の詳細はこちら

QR

※ハンドルキーパー運動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。



### 自動車を運転される皆さんへ

#### ○ 飲酒運転は絶対にやめましょう

飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転のおそれのある人に対する車両等や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。自転車も飲酒運転禁止の対象です。

#### ○ 自分や家族の身を守るため、シートベルト等を必ず使用しましょう

シートベルトは、すべての座席で、必ず正しく着用しましょう。

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車外放出や前席同乗者への加害の危険性があります。

6歳未満の子供はチャイルドシートの使用が義務づけられています。



## 重点③ 自転車の安全利用の推進

夕暮れ時や夜間は、相手側に自分の位置を知らせることで、交通事故を防ぐことができます。

暗くなったら、自転車のライトを点灯し、反射材用品を身につけて、「自分の存在をアピール」し、交通事故を防ぎましょう。

自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

東京都では、条例（※1）が改正され、4月1日から、自転車を利用する皆さんの保険（※2）加入が義務化されます。万が一の交通事故に備えて保険に加入しましょう。



## 重点④ 二輪車の交通事故防止

交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行いましょう。

カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。

ヘルメットのアゴひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。

身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。



（※1）東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（※2）自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

東京都都民安全推進本部 交通安全課

<http://www.tomin-anzen.metro.tokyo.jp/kotsu/>

令和2年3月発行 登録番号(〇〇)〇

令和2年春の全国交通安全運動推進要領

編集発行 東京都都民安全推進本部

総合推進部 交通安全課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話03-5321-1111(内線21-797)